様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月 2日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）なぶてすこかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ナブテスコ株式会社  （ふりがな）きむら　かずまさ  （法人の場合）代表者の氏名 木村　和正  住所　〒102-0093  東京都 千代田区 平河町２丁目７番９号  法人番号　3010001142283  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　新中期経営計画策定に関するお知らせ | | 公表日 | ①　2025年 2月12日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページにて公表  　https://www.nabtesco.com/cms/wp-content/uploads/Announcement-of-New-Medium-term-Management-Plan.pdf  　P.1、P.3、P.7 | | 記載内容抜粋 | ①　新中期経営計画策定に関するお知らせ  ＜経営ビジョン＞  2025-2027中期経営計画：“再興”と“進化”  再興：Project 10による収益性改善  進化：当社の掲げる「モーションコントロール」を「スマートモーションコントロール」へ発展させ、社会ニーズに対して新たな価値を提供  ＜ビジネスモデルの方向性＞  スマートモーションコントロール  メカの強みに立脚した、“Passiveなコンポーネント”⇒“Activeなシステム”へ進化  電動化（Electrification）、システム化（Integration）、データ活用（Data solution）により、創出価値を拡大⇒社内R&D・オープンイノベーションによる、スマートモーションコントロールの実現 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認された公開文書 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ナブテスコの中期DX戦略  ②　本社組織の改編に関するお知らせ | | 公表日 | ①　2025年 7月 3日  ②　2022年11月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページにて公表  　https://www.nabtesco.com/cms/wp-content/uploads/nabtesco\_midterm\_dx\_strategy\_2025\_ja.pdf  　P.1～P.5  ②　当社ホームページにて公表  　https://www.nabtesco.com/cms/wp-content/uploads/pdf/b2936e9a805d88a6796ba94e3d1e7b39.pdf | | 記載内容抜粋 | ①　ナブテスコの中期DX戦略「製品、業務プロセス、人財 のDX推進により、イノベーションを創出！」。  1. 製品DX：現在のコアコンピタンスである「うごかす、とめる」に加えて、電動化、システム化、データ活用で「スマートモーションコントロール」を実現します。  ・従来のメカによる「うごかす、とめる」（＝モーションコントロール）に加えて、電動化、システム化、データ活用による付加価値向上  ・メカ・コンポーネント中心の事業から状態監視、自動化/ 自律化へと事業を拡大  ・さらに周辺データ組合せによって新たな価値/ビジネスを創出  2. 業務プロセスDX：直接・間接部門でのデータドリブン、 AI 活用、業務変革によるスピード化・効率化・品質向上を実現します。  (1)ものづくりDX:各種システム（ERP、MES、PLMなど）導入が完了し、今後はシステム間連携、データ活用による成果刈り取りを目指します。  (2)エンジニアリングDX：エンジニアリングチェーン全体のDXを推進し、高い顧客価値を提供するスマートモーションコントロール製品を高QCD開発パフォーマンス（高品質、低コスト、短納期）で実現します。  (3)間接業務DX：生成AIやAIアシスタントの登場により、これまで手付かずだった開発・判断・企画・調査などの非定型業務のAIアシストや自動化が可能となりました。これらの積極活用により圧倒的効率化とスピード化を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認された中期経営計画を元に、DX戦略を抜き出し再構成し、取締役会から権限移譲された、マネジメントコミッティでの審議を経て、当社責任権限規定で定められた広報部門担当役員による決定手続きを得たうえでホームページにて公表。  ②　取締役会にて承認された公開文書 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　ナブテスコの中期DX戦略  　P.6、P.11  ②　本社組織の改編に関するお知らせ  　P.1～2 | | 記載内容抜粋 | ①　中期DX戦略の推進体制  中期DX戦略における各種アクションを推進するための体制（イノベーション戦略室 DX推進部、情報システム部、人事部、技術本部、ものづくり革新推進室および情報セキュリティ委員会の役割と体制）を掲載。  デジタル人材の育成については、DX推進に必要な人財育成に取り組みます。当社では、社内のドメイン知識を保有したビジネスユーザーに、各種DX教育（基礎研修、オンデマンド、eラーニング、社内教育）を実施することでDXプランナー（各部門において、DXに長け、自律的にDXを推進できる人財）を育成します。  また、社内留学制度によって、Python、クラウド、BIツール、機械学習、生成AIなどの知識習得と、実践を通じて、DXエキスパート（社内の製品知識に加えて、DX知識の習得・実践により、自らプロダクト・プロセスイノベーションを実現できる人財）への育成を推進しています。また、必要に応じて、スタートアップへの出資・M&Aを通じて、DXエキスパートを獲得・連携します。  育成したDX人財は、当社のDXスキルマップを定義し、タレントマネジメントシステムでの管理・可視化を推進します。  ②　2023年1月付けで、イノベーション戦略室の中にDX推進部を設置  2023年1月付けで、中期経営計画で掲げるイノベーション実現に向け、技術本部の組織を機能毎に見直すとともに、DX（デジタルトランスフォーメーション）・CVC を強力に推進することを目的に、イノベーション戦略室を新設します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　ナブテスコの中期DX戦略  　P.8 | | 記載内容抜粋 | ①　業務プロセスのデジタル化基盤構築は完了したが、データは個々のシステムに分散しており、データの本格活用にはデータ集約が必須  DXを支えるデジタルインフラ、データ蓄積・分析基盤を構築・強化します。業務プロセスや製品、サービスから生まれたデータをデータ蓄積・分析基盤（NDP：Nabtesco Data Platform）に集約し、 可視化・分析により“意思決定のスピード化・効率化・品質向上”が実現できるデータドリブン環境を整備します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ナブテスコの中期DX戦略 | | 公表日 | ①　2025年 7月 3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページにて公表  　https://www.nabtesco.com/cms/wp-content/uploads/nabtesco\_midterm\_dx\_strategy\_2025\_ja.pdf  　P.7、P.10 | | 記載内容抜粋 | ①　中期DX戦略の各種取り組みに対する指標を以下の通り定め、これらの進捗を管理しています。  ROIC=2027年：10%以上、営業利益：2027年：420億円、売上高=2027年：4,000億円、営業利益率=2027年：10.5%以上  また、棚卸資産回転日数低下、固定資産回転率向上を管理し、資産最適化を目指す。  人財DX：DX人財育成  DXエキスパート：2027年＝35名、2030年=70名  DXプランナー：2027年=350名、2030年=700名  人財DX：変革意識の醸成：生産性向上、工数削減　27年に24年比△15% |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 7月 3日 | | 発信方法 | ①　デジタルトランスフォーメーション　トップメッセージ  　当社ホームページにて公表  　https://www.nabtesco.com/innovation/dx/  　デジタルトランスフォーメーション　トップメッセージ | | 発信内容 | ①　デジタルトランスフォーメーション　トップメッセージとして、代表取締役社長より、以下の内容でホームページに掲載し発信。  ナブテスコは、2030年をゴールとする長期ビジョン「未来の “欲しい” に挑戦し続けるイノベーションリーダー」の実現に向け、2025年より新中期経営計画「 “再興” と “進化”」をスタートさせました。本中期経営計画では、Project 10により稼ぐ力を取り戻し、製品・サービスの価値をさらに高めるために、スマートモーションコントロールへの進化を実現します。  この目標達成には、デジタル技術活用による変革が不可欠です。そこで、ナブテスコは新たに、中期DX戦略「製品、業務プロセス、人財のDX推進により、イノベーションを創出！」を策定しました。中期DX戦略では、業務プロセスのDX（プロセスイノベーション）に加え、製品やサービスにおけるDX（プロダクトイノベーション）を推進いたします。また、それらを支えるDX人財の育成や、変革意識の醸成、デジタル基盤の構築・強化にも取り組みます。  これらの活動を通じて、デジタルトランスフォーメーションを推進し、新たな価値を創出することで、イノベーションリーダーとしての地位を確立してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 6月頃　～　2025年 7月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2014年 1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティに関する対策の方針として「情報セキュリティマネジメント」を公表しています。  https://www.nabtesco.com/about/sustainability/s-022/  当社グループは、近年の情報セキュリティリスクの増大に対応するために、従来からのリスクに加えて、サイバー攻撃などにも備えるための体制構築と活動を継続的に行っています。  ＜情報セキュリティ管理体制＞  その中で、各種管理規程の整備、情報セキュリティ・インシデント対応、情報セキュリティ教育を実施しています。  ＜各種管理規程の整備＞  情報管理基本規程、情報セキュリティ管理基準、情報セキュリティ・インシデント対応基準など、情報管理やセキュリティに関連する規程を制定し、当社グループのイントラネットにて開示しております。  ＜情報セキュリティ・インシデント対応＞  当社は、情報セキュリティ・インシデント発生時の対応基準を定め、インシデント対応専用チーム（CSIRT）を設置しています。このCSIRTは、インシデント発生に伴う被害の拡大防止や、迅速な業務回復などを目的として活動しています。  ＜情報セキュリティ教育＞  情報セキュリティ意識を高めるために、毎年「情報セキュリティ研修」を、全社員に実施しています。加えて、新入社員や中途採用社員に対しても、入社時に、情報セキュリティ研修の受講を義務付けています。研修コンテンツは、情報セキュリティにかかる最新トレンドを適時に反映させており、毎年内容を更新しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。